

## 旅費規程

第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会（以下「本協会」という）の事業に関わるものに支給する旅費に関し基準を定め、業務の円滑な運営に資するものとする。

2 本協会より依頼を受けた者に対して支給する旅費に関しては、他に特別に定める場合を除きこの規定による。

第2条 次は本規程の適用を除外する。

1 本協会理事ならびに監事及び評議員（以下「役員等」という）が派遣選手団またはこれに帯同する場合は本規程を適用しないものとする。

2 名誉役員及びその他役員等に準ずるものには本規定を原則とし、別途対応を検討するものとする。

3 関係先等が出張者の交通費及び宿泊費ならびに日当の一部ないしは全部を負担した場合には、本規程に定める旅費を減額もしくは支給しないものとする。

第3条 本規程で定める出張とは、居住地あるいは勤務地を起点とした宿泊および移動を伴う本協会の業務のことをいう。

第4条 本協会の業務として承認を受けた者又は専務理事の命により出張した場合は、当該者は旅程を所定の諸書によって提出し、本規程に基づき旅費を支給する。

2 本規程に基づく各種運賃等の支払いにおいて、その一部又は全部を出張者に支給することなく、本協会において直接旅行代理店等に支払うことができる。

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じて旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ）旅程について、路程に応じ1km当たりの定額又は実費により支給することができる。

6 日当は、出張中の日数に応じ支給する。

7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ実費により支給する。

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により施行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第7条 旅費計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数による。

2 出張中における年度の経過又は職務の変更があった場合における旅費の計算は、それぞれの旅費を支給した日の属する区分によって計算する。

第8条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の様式による書類を作成し、決裁を得なければならない。

2 前項は、一部会議等において省略できるものとする。

3 出張終了後、原則として1週間以内にその精算をしなければならない。

4 前渡資金又は概算払いにより旅費の支給を受けた者又は旅行命令日の変更による旅費の追求もしくは返納を必要とする者は、要件終了後1週間以内又は用件の属する月末日までに旅費の精算をしなければならない。

第9条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び特急料金（新幹線特急料金を含む）による。

2 急行料金又は特急料金は、一つの券の有効区間ごとに計算するものとする。

3 普通急行列車又は特別急行列車（新幹線を含む）を運行する経路による旅行で片道50km以上の場合は、それぞれ急行料金、特急料金（新幹線特急料金）を支給することができる。

第10条 船賃は、現に利用する運賃による。

第11条 航空機は300km以上の移動を伴う出張の場合に利用できる。

第12条 車賃は、青森県条例第45号より1km当たり25円を支給する。ただし、業務の緊急性または天災その他やむを得ない事情により定額の車賃での旅行ができない場合には実費を支給する。

2 車賃は全路程を通算して計算する。

3 前項により計算した路程に1km未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 必要に応じて、レンタカー利用料金・高速道路料金・有料道路料金・駐車場料金は、実費を支給する。

5 同業務の出張者が運転する乗用車に同乗した場合、車賃は支給しない。

第13条 日当は、出張の初日から最終日までの出張日数に応じて1日2,000円、半日（4時間以内）1,000円の定額を支給する。ただし、講習会又は研修会で謝礼等の支給を受けた場合は、日当支給の対象とならない。

2 やむを得ず前泊・後泊が必要となり、その際の移動のみの日は半日扱いとして支給する。

第 14 条 宿泊料は、政令指定都市 1 泊朝食付 12,000 円、その他の地域 1 泊朝食付き 8,000 円を上限とし、出張初日から最終日までの夜数に応じて現に利用に要する料金を支給する。

2 宿泊料を要しない場合は、前条の日当のみを支給する。

3 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、その宿泊料実費を支給する。

第 15 条 外国旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び旅行雑費とする。

第 16 条 外国旅行の鉄道賃は、現に利用に要する運賃を支給する。

第 17 条 外国旅行の船賃は、現に利用に要する運賃を支給する。

第 18 条 外国旅行の航空賃は次の各号に規定する運賃による。

(1) 運賃の等級を区分する航空路による旅行の場合においては、最下級運賃とする。

(2) 運賃の等級別の設けていない航空路による旅行の場合においては、現に航空機の利用に要する運賃

第 19 条 外国旅行の車賃は、現に要した実費による。

第 20 条 外国旅行の日当は、出張先の地域区分により出張中の日数又は夜数に応じて支給する。

2 外国旅行の宿泊料は、出張先の地域区分により出張中の日数又は夜数に応じて金額の上限を設け、その実費を支給する。

3 宿泊料を要しない場合は、日当のみを支給する。

第 21 条 外国旅行の旅行雑費は、予防接種、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、旅行小切手手数料、出入国税、その他これに類する雑費について、実費額を支給することができる。ただし、出張先における慣習によるホテルのボーイ又はポーター等の心付けについてはこの限りではない。

第 22 条 前条までの規定による各種運賃及び旅行雑費等の支払いにおいて、その一部又は全部を出張者本人に支給することなく、本協会に置いて直接旅行代理店等に支払うことができる。

第 23 条 この規程に定める旅費（日当を除く）の支給には原則として領収書等を必要とする。自家用車を利用した場合は領収書の代わりに精算書の提出を必要とする。

第 24 条 専務理事は、出張目的の性質上又は出張先の実情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

第 25 条 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、専務理事が定める。

第 26 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行い、評議員会に報告されるものとする。

附則 本規程は、平成 30 年 3 月 21 日より施行する。

令和 2 年 6 月 22 日 一部改正